

- 村松幸昌委員長 それでは、皆さん、お疲れさまです。
ただいまから総務文教常任委員会を開会いたします。
それでは、これより議案の審査を行います。
本委員会に付託されました案件は全部で9件であります。
審査順序は、お手元に配付の審査順表のとおり、総務部、市立総合病院、生きがい・交流部、行政経営部の順で審査したいと思いますのですが、これに御異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 村松幸昌委員長 御異議なしと認めます。よって、お手元の審査順表のとおり審査することにいたします。
まず最初に、総務部所管の議案の審査を行います。
議第69号「焼津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。
議案書は3ページ、参考資料は1ページからです。
それでは、議第69号に対する質疑に入ります。
質疑のある委員は御発言をお願いします。
- 杉田源太郎副委員長 この前の委員会の中で、対象者として弁護士が1名ということであったんですけど、この弁護士1名というのは職員という形での位置づけになっていんですけど、何階だか、市民相談のそういうところで弁護士さんがいつもいますよね。あの弁護士さんのことでいいですか。
- 久保山晋一人事課長 今回の特定付任期職員、弁護士につきましては、その法律相談で来ております市民相談室の弁護士とは別になります。4階の総務課に籍を置きまして、常時勤務をしている職員でございます。
以上です。
- 村松幸昌委員長 ほかにありますか。いいですかね。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 村松幸昌委員長 それでは、ほかにないようですので、質疑を打ち切ります。
討論はありませんか。
- 杉田源太郎副委員長 弁護士さんはやっぱり特定の、弁護士という、そういう資格を持ちながらやっているもので、賃金そのものも最初からやっぱり高い。この中で影響額が7万二千幾らかという報告がありました。やっぱりこれが今ほかのところにもかかってくるわけですけども、今全体的にこの庁舎の中でいったら、再質疑のときにもさせてもらいましたけど、会計年度任用職員、この人たちが、いわゆる公務員の中でもやっぱりかなり大変な状態になっている。それで、そのほとんどが女性であるということも全国的にも明らかなので、そちらは来年度からの検討と言ったけど、本年度の検討、その中に入っていない、そういうところに厳守してやるべきだと思って、私はこれに反対いたします。
- 村松幸昌委員長 ほかにありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村松幸昌委員長 それでは、討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第69号は、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○村松幸昌委員長 挙手多数であります。よって、議第69号は、これを原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第70号「焼津市議員報酬等支給条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

議案書は4ページ、参考資料は3ページからです。

それでは、議第70号に対する質疑に入ります。

質疑のある委員は御発言を願います。

○杉田源太郎副委員長 これも質疑のときに秋山委員のほうも質疑をしていたんですけれども、議員報酬に関しては専門に審議をする場所があるはずなんですけど、それを介さずにこうやって制定をするという、それについての正当性はどうなんですか。

○久保山晋一人事課長 審議委員会の案件につきましては、あくまでも議員報酬について、議員につきましては議員報酬についてのみ、議題といたしますか、審議の対象となっておりますので、今回は期末手当の案件でございますので、その条例上の案件とはなっておりませんのでかけておりません。

以上です。

○杉田源太郎副委員長 この今の条例改正のところにも焼津市議員報酬等、その支給の条例を改正するというんですよね。それで、今は、報酬についてはやるけれども、今回の一時金、こういうものについてのこれは入っていない、入っていないからこれを改定するんだよと。だけれども、今の説明の中で、条例の中にはそれが入っていないと。条例の中に入っていないから審議しなくていいんだ。けれど、これも報酬ですよ。

(「期末手当」と呼ぶ者あり)

○杉田源太郎副委員長 期末手当って報酬じゃないの。

(「違う、手当だもん」と呼ぶ者あり)

○鈴木浩己委員 報酬は40万1,800円のほうであって。

○村松幸昌委員長 それが議員報酬。それが高いか安いかわからないけど、これからどうするかというのは審議会にかけるけど、これに関してはそれ以外だから。

○杉田源太郎副委員長 これって、ほかの条例もそうなんだけれども、毎回毎回人勧が出るたびにこれをやるわけだけれども、これに関するそういうものというのは、条例だか何だかわからないけれども、そういうものを毎回出さないで、そういうものを、こういう新しい条例をつくってやるとか、そういうことはできないんですか。

○久保山晋一人事課長 本市におきましては、議員の皆様様の期末手当につきましては、国家公務員の指定職の職員の給与支給割合に準じてこれまで行ってきております。ですので、引き続きそのような形で対応を考えております。

以上です。

○杉田源太郎副委員長 国家公務員に準じてということで、要は人勧があるもので、これ

に倣ってということだと思んですけど、人勧って何だというので、いろいろウェブ上でいろんなホームページなんかで見ると、その対象者の中には議員というのはいりませんよ。そうすると、そういうのがないから、こうやって一回一回条例で決めていかなければいけないよという、そういうことですか。

○久保山晋一人事課長 議員の期末手当の支給割合というものは条例で定められております。ですので、率が変わるとなりますと、このような形で条例改正を行いまして、条例改正のほうを手續していかなければならないということになっております。

以上です。

○杉田源太郎副委員長 質疑の仕方が悪かったかもしれないけれども、ほかのところも、先ほども言ったけど、人勧に鑑みこれをということで提案されているわけです。人勧の中には、その対象職員として議員というのはいりないわけですが。文章としてはいりないですよ。だから、それは人勧に鑑みということの説明をずっとしているもので、そのところについての説明をしてください。

○久保山晋一人事課長 国の国家公務員の職員の中には国会議員も含まれております。ですので、焼津市としましては、今までも国会議員の皆様の支給割合を適用いたしまして、市議会議員の皆様の割合という形でやってきております。

以上です。

○杉田源太郎副委員長 国会議員は人勧の対象に入っているという、そういう文章はありますか。

○久保山晋一人事課長 国家公務員の特別職に当たる者が国会議員になります。特別職の幾つもの職種がございますが、その中に国会議員も含まれておまして、人勧の取扱いという形の中で、国から閣議決定を示されたものの中に、特別職も一般職と同じように取り扱うということで出ておりますので、それに従っているということです。

以上です。

○杉田源太郎副委員長 政府の閣議決定をされたから全部いいんだということ。閣議決定がされなければ、先ほどそういうのが定例であったけれども、閣議決定がなければ駄目だよということではないですか。

○久保山晋一人事課長 まずは、すみません、先ほどの発言の中で1つ訂正をさせていただきます。一般職に準じておるといふふうに御答弁させていただきましたが、指定職の誤りでありましたので、指定職に準じて皆様の手当のほうを決定しているというところがございます。

それで、ただいまの御質疑ですけれども、閣議決定に従いまして今回の改正を行っておりますので、そういったものがなければ、恐らくこのような形での条例改正のお願いはしないかというふうに思います。

以上です。

○杉田源太郎副委員長 すっきりしないですけれども。

この前の答弁の中で、議長が七万幾らか、副議長が六万八千幾らか、あと各委員会の委員長が五万八千幾ら、あと委員が五万八千二百幾らという、そういうのがありましたけど、まだ全部計算していないんですけど、合計で幾らになりますか。

○久保山晋一人事課長 合計で124万2,667円となります。

以上です。

○村松幸昌委員長 ほかにありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村松幸昌委員長 それでは、特にないようですので、質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

○杉田源太郎副委員長 先ほどと内容は同じなんですけれども、今ここで124万円、先ほどの弁護士のあれで7万円、そこでもう130万円以上超えているわけです。先ほども言ったように、市職員の中の会計年度任用職員、ここについての配慮を今回についてはされていない。そういうことで、一番今大変なときに女性が一番多い会計年度任用職員、そういうところが配慮されていないというところで、また、自分たちが市民の代表としてここに議会に参加させていただいて、皆さんの意見を代弁するという立場で議会に入っていて、それで、市民の人たち、今どういうところに苦しんでいるかという、最近の新聞でもそうですけど、消費者物価指数は2.9%に対して、実際の値上げ幅、そういうものが8.3%上がっているよと。そういういろんな生活に関連する、特に食料品関係の値上がりがかかりきついわけです。

そういう中で、私は、決して焼津市の議員の報酬そのものが全県の中ですごく高いというふうには思っていません。今年の調査じゃないんですけど、平均ちょっと下回るかそこらぐらいかなとは思いますが。だから、決して自分たちが高過ぎるどうのこうのということを使うわけじゃないですけど、今圧倒的に人数が多い年収が300万円台ぐらい。その人たちの生活がすごく大変になっているとき、そういうときに、やっぱり自分たちがそのところで、自分たちは人勧があるからこうやっていいんだ、一般職員、それに準じていいんだ、そういうふうには私はまずなっちゃいけないんじゃないかなというふうに思います。そういう意味で、この条例については反対いたします。

○村松幸昌委員長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村松幸昌委員長 それでは、討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第70号は、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○村松幸昌委員長 挙手多数であります。よって、議第70号は、これを原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第71号「焼津市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

議案書は5ページ、参考資料も5ページからです。

それでは、議第71号に対する質疑に入ります。

質疑のある委員は御発言願います。

○杉田源太郎副委員長 これは質疑というか、国会なんかでも総理大臣、岸田首相が、自分のところにこれだけ入ったらそれを自主返納しますよということがあるみたいなんですけど、特別職、この人たちについて、自主返納がどうのこうのという、そういう話というのはあるんですか。

○東出隆之総務部長 ただいまの御質疑ですけれども、特にそういった話はございません。ただし、これは国の総理大臣とかと市長、また議員の皆様とは、取扱いというか、関係する法令が違いまして、市長とか議員の方のそういった自主返納、そういったことに関しては公職選挙法の寄附行為、それに当たりますので、総理のおっしゃっている発言と同じようなことは、市においては今の制度ではできないということでございます。制度上そういうことでございます。そういうことになっているということです。

○杉田源太郎副委員長 今までの歴史の中で、自治体でこういう特別職、あるいは先ほどの議員もありますけど、その中で自主返納をしたというような、そういう例というのはありますか。

○久保山晋一人事課長 他市や他の自治体ではあるかと思えますけれども、現在の焼津市においては、そういったことを予定はしておりません。

以上です。

○杉田源太郎副委員長 あるということですね。

○久保山晋一人事課長 他の自治体では、しっかり把握はしていないですけれども、あるのではないかとこのように思います。

○杉田源太郎副委員長 あるのではないかと。自分もあるというふうに聞いていたもので、どこの市町というふうに確認していなかったんですけど、それがされたときに何か物すごく大変な手続が、最終的にどんなふうに処理されたのか分からないんですけど、もしそういうのが分かったらまた教えてください。

以上です。

○村松幸昌委員長 それでは、今の案件につきましては、また判明次第お伝えください。ほかにありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村松幸昌委員長 ほかにないようですので、質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

○杉田源太郎副委員長 これも今までと同じ内容ですけど、市長、副市長、それから教育長、当然特別職で大変な仕事やっっている中での賃金ということになるので、それについて、賃金についてどうこう言うつもりはないですけれども、今のこの社会状況という、庶民の人たち、市民の人たちの生活状況を考えたときに、あれだけもらっててもこのプラスアルファこれだけはやっぱり高い。今こういう条例を出されたから、しょうがない、もらっちゃうんだという、そういう感覚というのが多分スムーズに受け入れられない、そういうことはもう目に見えているような気がします。やっぱり自分たちも、先ほど言ったように、市民の代表として出ている、特別職の市長選挙で選ばれるという、その後任命によって特別職に選ばれているということで、こういう特別職、市を代表するこの人たちの賃金はあるのに、さらにこのプラスアルファ、人勸によってという、それを理由にしてやるということが、今の世の中、今のこういう経済状況の中で、私は配慮が足りない、そういうふうに思って反対いたします。

○村松幸昌委員長 ほかにありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村松幸昌委員長 それじゃ、討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第71号は、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

- 村松幸昌委員長 挙手多数であります。よって、議第71号は、これを原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第72号「焼津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

議案書は6ページ、参考資料は7ページからです。

それでは、議第72号に対する質疑に入ります。

質疑のある委員は御発言をお願いいたします。

- 杉田源太郎副委員長 説明を先に聞かせていただいたときに、定年前再任用というのと、定年した後の再任用されている方、今ずっといろんな職場でお働きになっているわけですが、定年前再任用という、こういう名称のこういう職員の人たち、今はいないということでもいいですか。

- 久保山晋一人事課長 今年度につきましては定年前再任用の職員はおりません。従来の再任用制度に基づいた職員のみとなっております。

以上です。

- 杉田源太郎副委員長 今回の定年前再任用職員についてという、そういう条例の改正、つくりになっているけど、対象者はいないけれども、これを条例にしておくということなんですか。

- 久保山晋一人事課長 定年延長制度が本年度からスタートいたしました。その定年延長制度に伴いまして、給与条例のほうの改定を昨年度にさせていただく中で、定年前再任用短時間職員というものができたわけなんですけれども、これまでおりました再任用制度で残っております職員、そちらの適用については、名称がこの再任用短時間勤務職員の中に含まれるという形で附則を制定させていただいておりますので、そのような形で対応させていただいているというところでございます。

以上です。

- 杉田源太郎副委員長 了解です。

- 村松幸昌委員長 ほかにありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 村松幸昌委員長 それでは、ほかにないようですので討論を打ち切ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 村松幸昌委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第72号は、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

- 村松幸昌委員長 挙手総員であります。よって、議第72号は、これを原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、総務部所管の議案の審査は終わりました。

当局の皆さん、御苦労さまでした。

それでは、皆様に午後のスケジュールの変更をお知らせします。

当初、市立総合病院を初めに審議させるという話になりましたけれども、向こうの時間の都合上、生きがい・交流部を先にやり、その後に市立総合病院というスケジュールに変わりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

再開は13時ということでお願いします。

休憩（12：02～12：57）

○村松幸昌委員長 それでは、おそろいですので、定刻前ですけれども、生きがい・交流部所管の議案の審査を行いたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、まず、議第74号「焼津市地域交流センター条例の制定について」を議題といたします。

議案書は20ページ、参考資料は26ページからです。

質疑に入る前に、事務局より説明がありますので、お願いします。

○長谷川貴紀書記 1点、お手元に資料を配付させていただいております。これにつきましては、議第74号に関連しまして、教育委員会のほうに意見を求めたものであります。これにつきましては、本条例の制定とともに公民館条例の廃止が含まれています。公民館条例の廃止に当たっては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律によって、教育委員会の意見を聞かなければならないということで、裏面に抜粋で法律が載っております。ということになっておりますので、御意見を聞きまして、御異議ありませんということで回答をいただいているところでございますので、報告をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○村松幸昌委員長 それでは、質疑に入ります。

質疑のある委員は御発言をお願いします。

○原崎洋一委員 地域交流センターという名称が変わるということで、以前は、これはいわゆる公民館ですよ。それで、いろんな条例とか法律に関係するようなことが幾つかあると思うんですが、私があまり理解していないと思うんですけれども、大きく考えて、全体的に考えて、公民館から地域交流センターに変わることによって、どんなふうに、大局的な見方で変わる部分というのも説明してもらえるとありがたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○岩田千登勢スマイルライフ推進課長 御質疑にお答えいたします。

今までの公民館につきましては、社会教育法の中に定められた社会教育施設になります。そして、この施設の活用につきましては、生涯学習の拠点ということが目的でございます。今度、地域交流センターになることで、生涯学習の拠点を含め、さらに利用者の幅を広げるということで、社会教育法から外れることで、多様な人が集まります交流拠点としての活用ができるようになるということ。そしてもう一点は、地域の未来を話し合い、地域で支え合う地域の活動拠点として使用できるという、この2点が目的に加

わるということで、活動の幅が広がるというような考えでございます。

以上でございます。

○原崎洋一委員 分かりました。

それに関連して、21ページの第9条のところに、地縁による団体がその事業のために使用するとき免除という一文があるんですが、この地縁による団体というのはどのくらいの範囲を想定しているんでしょうか。例えば、具体的に言うと、自治会とか、町内会とか、組長会とかというのは十分その範囲に入るかなと思うんですけども、地域のお祭りを盛り上げているようなボランティア団体だとか、それとか、その地域に少年団のスポーツ団とか、そういう人たちが会合に使うのに使えるのかとか、そういった、できるだけ具体的なところで教えていただけるとありがたいです。

○岩田千登勢スマイルライフ推進課長 地縁団体というものにつきましては、これは地方自治法の260条の2の第1項というので定められているものでございまして、自治会、町内会、組、青年会やコミュニティー組織などの自治会・町内会組織系統の中の組織については地縁団体に含まれますというふうにあります。そして、同好会などは今のところは地縁団体には該当しておりません。ただし、住民有志の会などにつきましては、地域づくりのための事業を実施することを目的として設置されている地域のための活動の団体であれば、こちらは地縁団体というよりも、減免対象という形のほうで活用をさせていただきたいというふうな考えでございます。

以上でございます。

○原崎洋一委員 それに関連しまして、減免対象になるためには、何かそういう申請とか、そういったものがあるんでしょうか。もしあるようでしたら、そちらをお願いします。

○岩田千登勢スマイルライフ推進課長 今の御質疑ですけれども、現在団体登録をさせていただくときに、既に社会教育団体であったりとか、そういった地域の団体であったりとかというふうな申請を同時にさせていただいております。その際に、既に全額減免の団体であるか、そして2分の1減免の団体であるかということ判断しておりますので、申請については登録のときに定めていただくというのが基本でございます。ただし、そういったような住民有志の会であったりとか、それから、現在子ども会やさわやかクラブなど、そういった団体につきましては、申請時というよりも、こちらの条例の減免のところで定めてございますが、9条の(5)にございますが、その他市長が特別な理由があると認めるとき、市長が定める額を減免または免除というようなところで、利用者が設立された目的に合わせて、そこで判断をさせていただくというのが現状でございます。

以上でございます。

○原崎洋一委員 ありがとうございます。

○村松幸昌委員長 ほかにありますか。

○村田正春委員 関連して、減免の対象者、今説明していただいたんですが、大井川地域交流センターの場合、例えば大井川中の同窓会、そういうのを計画というか、その打合せの場として使いたい場合、そういう場合は減免対象になるんでしょうかね。

○岩田千登勢スマイルライフ推進課長 同窓会というようなものにつきましては、住民有志の会というものになるかどうかというところで判断させていただきますので、多くの方が参加されるものであるとか、そういったものの判断でそのときにさせていただきます

すので、利用は可能になるんですけども、登録段階での判断によります。例えば全体での同窓会なのか、一部での同窓会なのかという、そういったことの判断になってくるかと思えますので。よろしいですか。

以上でございます。

○村田正春委員 例えば同じ学年全体でやる、または学級でやる、その辺の差ということ
でいいんでしょうかね。

○岩田千登勢スマイルライフ推進課長 個人の集まりの同窓会であるか、それから、全体
でのものになるかというところでの判断になるかと思われます。

以上でございます。

○村田正春委員 社会教育団体、申請する際に、その地区に住んでいる人、または勤めて
いる人が何人以上いるかということも聞かれた覚えがあるんですが、そういうものもや
っぱりあるんですか。

○岩田千登勢スマイルライフ推進課長 社会教育団体の登録につきましては、5人以上で
1団体が構成されて、うち過半数が市内在住か在勤・在学というふうなことで規定をさ
せていただいております。

以上でございます。

○村田正春委員 了解です。

○鈴木まゆみ委員 21ページの第10条のところでの（1）市外の個人または法人、その他
の団体が使用するとき、（2）もなんですが、使用料に相当する額というのは、要する
に金額が倍になるということでしょうか。

○岩田千登勢スマイルライフ推進課長 委員のおっしゃるとおりでございます。10条の
（1）、（2）につきましては、両方とも使用料が2倍ということでございます。

○鈴木まゆみ委員 分かりました。

○村松幸昌委員長 ほかにありますか。

○増井好典委員 前の公民館のときは、社会教育団体が使用するとき、公民館そのもの
に、要はそこが団体の本部であるといった登録をしても構わないというふうなことが以
前あったんですけど、今そういった団体はないと思うんですけども、交流センターに
なった場合に、常にその交流センターを利用する、常にそこで会議をするとか講演会
やるといったことになった場合に、その地域交流センターを、要はその団体の本部
といいますか、民間でいえば本社、そういった登録をしてもいいものかどうか。

○岩田千登勢スマイルライフ推進課長 御質疑にお答えいたします。

社会教育団体の活動の拠点としては交流センターをということで構わないと思いた
すが、その本部ということでは、別のところを定めていただくような形にしてい
ただければと思っております。

○村松幸昌委員長 ほかにありますか。

○杉田源太郎副委員長 前に聞いたような気がしたんですけど、これを見て見つけられない
んですけど、予約について、交流センターのことによると、今まで予約は何か月前とか、
そういうのがあったと思うんですけど、それはどこかに書いてあるんですか。

○岩田千登勢スマイルライフ推進課長 予約は変更ございません。3か月前からというこ
とで。それで、今回の条例の19条の、附則の23ページの一番上の3番の準備行為という

ところがあるんですけれども、こちらの条例が4月1日からの施行ということになって
ございますが、予約は3か月前になりますので、4月分は既に1月から予約が始まりま
すので、そういった形で、このところに準備行為ということで、1月から……。

- 杉田源太郎副委員長 3か月という言葉は書いていないんだけど。
- 岩田千登勢スマイルライフ推進課長 そうですね。1月から予約ができますよというこ
とで記載させていただいてございます。
- 杉田源太郎副委員長 予約を取るのにやっぱりすごく大変、3か月前で本当にすごい取
り合いみたいな、そういう状態になっているのを聞いたことがあるんですけど、その辺
で優先順位がどうなのかというの、やっぱり来た順ですよというふうになっちゃって
いるわけなんだけど、それも大変だなというのと、藤枝市だったかな、一般質問か何か
で地域交流センターのことを前に誰かが聞いていたかなと思うんだけど、1年前から、
市が応援しているみたいな、そういうのがあるのかもしれないけど、何月の第何週の何
曜日だとか、そういうふうに決めているいろんな取組があつて、そういうのは1年ぐら
い前から先に固定しているという、そういう予約を受けているという、そういうのを聞
いたことがあるんですけど、そういうことというのはこの条例の中ではうたわれていな
いと思うんですけど、そういう部分については考えられていますか。
- 岩田千登勢スマイルライフ推進課長 まず、1点目の御質疑の予約につきましてですけ
れども、やはり予約の場所が、会場が重なってしまうところがございますので、
そこはなかなか皆さん取りにくいところがあるかと思うんですが、一応全体の利
用率、稼働率からいきますと、まだまだ3割ということで、もう少し、交流センターに
なることで、会場もまだ空いてございますので、そういったことで利用団体同士で調整
を図るなどしていただければということで考えてございます。

それから、2点目の御質疑の前の予約ということですが、自治会や、それから
自主グループなどの活動の方につきましては、予定表などをいただき、事前に年間予約
でさせていただいております。これは地域交流センター化になっても、引き続き継続し
ていく予定でございます。

以上でございます。

- 杉田源太郎副委員長 今の自治会とかということは、要は地縁団体であればという、そ
ういう意味ですか。
- 岩田千登勢スマイルライフ推進課長 地縁団体であれば可能であるかと思いますので、
予約のほうを予定表、年間予約をしていただければと思います。
- 原崎洋一委員 関連してなんですが、市が主催する行事とか、それとか、公民館が主催
している講座などは年間で既に予約で入っている、入りますというふうなお話を聞きま
した。それは間違いないですよね。
- 岩田千登勢スマイルライフ推進課長 委員のおっしゃるとおりです。間違いございませ
ん。
- 村松幸昌委員長 ほかにありますか。
- 鈴木浩己委員 教えてください。

地域交流センターに移行してからの管理運営のやり方なんですけれども、それを教え
てください。

○岩田千登勢スマイルライフ推進課長 管理運営につきましては、今までどおり変更はございません。ただし、開館日につきましては、祝休日も開館するという事になってございます。焼津公民館につきましては、現在年末年始のみの休館ということになっておりますが、それ以外の8公民館につきましては祝休日も休館している状態ではございますが、そこも開館するという事で、ただし月曜日は固定の休館日ということになりますので、管理運営としましては、変更点になりますが、休館日につきましては、現在日曜に開館しているような状態で、祝休日の日も開館するという運営をしていく予定でございます。

○鈴木浩己委員 ありがとうございます。

それと、あと職員の体制ですけれども、これについても今までとは変更がないのか。今までは公民館長という言い方をしていましたけれども、センター長みたいな、そういう名称に変わるのか、職員体制も教えていただければと思います。

○岩田千登勢スマイルライフ推進課長 職員につきましては、現在、館長が地域交流センター所長ということになります。それ以外は公民館の主事が地域交流センター主事、それから、コミュニティー支援員が地域交流センターコミュニティー支援員というような形に変更になります。

以上でございます。

○鈴木浩己委員 ありがとうございます。

今の現の公民館によっては、館長ですとか、あとはその下の職員さんの人数ですとか、中にはサービスセンターを包含しているような公民館もありますけれども、そういう機能はそのまま移行という、そういう感じでいいですか。

○岩田千登勢スマイルライフ推進課長 御質疑にお答えいたします。

サービスセンターが設置されている箇所につきましては、そのまま引き続き変更ございません。

以上でございます。

○鈴木浩己委員 分かりました。

それと、あと、それを、今まででしたら公民館を地域で支援する組織、大富なんかでいうと公民館教育文化推進会とかとあって、あそこは3つの自治会で大富地区になっているんですけども、その自治会長さんとか、町内会長さんとか、女性部だとか、保健委員だとか体育委員みたいな人たちが一堂にそういう組織を構成しているんですけども、地域交流センターになってからのそういった地域の支援組織みたいな部分はどいうふうになりますか。

○岩田千登勢スマイルライフ推進課長 今、実際に支援していただいているコミュニティー組織については変更はなく、実施していただけていると思っておりますが、それ以外に、地域の課題解決の場ということで、地域のいろんな自治会や事業所やNPO法人などが集まって、新たな地域支援組織を組み立てていくというような動きが出てくれば、またそれはそれで地域交流センターで支援をしていくというような考えを持っております。

以上でございます。

○鈴木浩己委員 ありがとうございます。

ほぼほぼ機能ですとか体制とかは、そのまま移行するような考え方でよろしいですね。

分かりました。

それで、以前いただいた設置基本方針なんですけれども、その中にDX推進の時代になって、地域デジタルステーションの設置などということで記載があるんですけども、ただ、これは地域交流センターがいずれ目指す姿でありというような注釈が1番の最下段に書いてあるんですけども、例えば地域交流センターに移行をして、どれぐらいの時期にこういったデジタルステーションみたいな、そういうものをお考えなのか、もし構想があれば教えてください。

- 岩田千登勢スマイルライフ推進課長 デジタルステーションということで基本方針のほうに記入させていただいてあるんですけども、こちらは地域の交流の場、または生涯学習の場ということで、デジタルを活用した新たな学びの場の提供、それから、デジタルを活用し地域の活動を皆さんに紹介し、地域で地域に興味を持っていただくというような、そういったことの効果を考え、まだ決定ではないんですけども、そういった機器の要求などを来年度は進めていくように計画をしているところでございます。

以上でございます。

- 鈴木浩己委員 最後に1つだけ教えてください。

大きく変わる中で、飲酒とか飲食みたいな、主には飲酒ができるようになるやに伺っているんですけども、例えば飲酒をする場合というのは、さっき言った地縁団体に限られるよというような記載があるんですけども、地縁団体じゃない方々が例えばお願いしたいよというような感じになったときに、何か基準とかはありますか。

- 岩田千登勢スマイルライフ推進課長 飲酒につきましては、現在地縁団体に限らせていただくということで決定をしていきたいと考えております。地域で活動されている方の交流の場ということで、地域の地縁団体の方に限るとということで飲酒につきましては規定をしてございます。また、飲酒の際には、気をつけることであったり、そういったことをしっかりと調整し打合せをしながら進めていくということで考えておりますので、そのほかの方の飲酒につきましてはお断りをするということで現在考えております。

2点目の飲食につきましては、これは可能でございます。一般の方の利用で、家族同士でお誕生会をやるとか、そういったことも飲食については、今度は地域交流センター化になることで可能となってまいります。

以上でございます。

- 鈴木浩己委員 了解です。

- 村松幸昌委員長 ほかにありますか。

- 原崎洋一委員 聞き逃したのかもしれませんが、確認したいんですが、月曜日が祝日の場合というのは、休館日は火曜日になるのでしょうか。

- 岩田千登勢スマイルライフ推進課長 分かりにくくて申し訳ございませんでした。月曜日は固定の休館日になります。振替はなくなります。

- 原崎洋一委員 分かりました。じゃ、祝日であってもお休みということですね。分かりました。

もう一つ。

使用料が発生する場合ですけども、直前に使用中止になった場合、電話で連絡すれば、中止で料金は発生しないということでよろしいのでしょうか。それとも何時間以上

とか、直前の場合には半分キャンセル料が発生するとか、ありますか。

- 岩田千登勢スマイルライフ推進課長 こちらのほうは条例の12条、22ページになります。こちらに使用料の不還付というのがございまして、基本的には還付はしないということで定めてございますが、災害等により実際に使うことができなかつたよとか、あと、中止で日程変更したよという場合には、御連絡をいただいての内容の判断ということできせていただきたいと思います。

以上でございます。

- 原崎洋一委員 分かりました。

以上です。

- 村松幸昌委員長 ほかにありますか。

- 杉田源太郎副委員長 交流センターになることで、今までの施設の、いろんな照明だとか、あるいはトイレの関係なんかで、大井川の場合には、ほかの公民館に全部行ったわけじゃないので分からないけど、例えば蛍光灯が切れちゃったよといったときに、館長のほうに言うときすぐやってくれるところと、ホールが高いところでは、1本だけ簡単にぱっと替えられるわけじゃないものでということ、何本か切れちゃたらまとめてやってもらうということ、そういう返事をもっているという連絡を聞いたんですけど、使用者の方から。そういうものを、例えばほかの新しくできたところなんかについて言えば、蛍光灯じゃなくて、LEDだとか、そういうものに多分なっているんじゃないかなと思うんだけど、そういうものの、蛍光灯をそうやって替えていくだとか、そういうことを考えられているのか。

あるいはトイレ、自分は知らなかったんだけど、終わった後、お湯で流すの。

(「ウォシュレット」と呼ぶ者あり)

- 杉田源太郎副委員長 ウォシュレットか。ウォシュレットがついてないんだけど、そういうところ、ついていないところなるかどうか分からないんですけども、つかないんですかという、これも女性の方から連絡が来たんですけど、そういうものの施設のいろんな設備の改善だとか、そういうものというのは認定されていますか。

- 岩田千登勢スマイルライフ推進課長 照明のLED化につきましては、蛍光灯の販売が終わるといのがございますので、市の公共施設全体での取組ということで考えているところだと思われま。それで、公民館もちろん公共施設に入りますので、検討はしていく……。

- 杉田源太郎副委員長 検討はするけど、まだ予定は、計画は、いつ頃やりますというのはまだ分からないんだね。

- 岩田千登勢スマイルライフ推進課長 公民館全体のことで、今のところまだ。

- 杉田源太郎副委員長 来年度になるとまた計画書みたいのが出てくるというふうに報告すればいいですか。

- 岩田千登勢スマイルライフ推進課長 施設全体のことになりますので、本課だけではなく、公有財産課のほうで調整を図っていると思われま。トイレにつきましても同じように、全体のところで検討をしているところだと思います。

以上でございます。

- 村松幸昌委員長 いいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村松幸昌委員長 それでは、ほかにはないので、質疑を打ち切ります。
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村松幸昌委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第74号は、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○村松幸昌委員長 挙手総員であります。よって、議第74号は、これを原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第80号「焼津市文化会館指定管理者の指定について」を議題といたします。

議案書は34ページ、参考資料は36ページからです。よろしいですか。

それでは、議第80号に対する質疑に入ります。

どうですかね。いいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村松幸昌委員長 それでは、特にはないので、質疑を打ち切ります。
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村松幸昌委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第80号は、これを可決することに賛成する委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○村松幸昌委員長 挙手総員であります。よって、議第80号は、これを可決すべきものと決定いたしました。

以上で、生きがい・交流部所管の議案の審査は終わりました。

当局の皆さん、御苦労さまでした。

それでは、40分に再開しますので、お願いします。

休憩(13:28～13:33)

○村松幸昌委員長 それでは、予定時間より若干早いですけれども、おそろいなので、市立総合病院所管の議案の審査をただいまから行います。

まず、議第68号「令和5年度焼津市病院事業会計補正予算(第1号)案」を議題といたします。

補正予算書は112ページからです。

それでは、議第68号に対する質疑に入ります。

質疑のある委員は御発言をお願いいたします。

どうですかね。

○鈴木浩己委員 それでは、何点かお願いします。

今回の増額補正の要因で、高額薬剤ですとか注射薬剤の増額ですとか、あるいは医薬

収益の1億5,066万円の増額とかで事務部長から先日御説明をいただきましたけれども、増額補正の要因になっている主な診療科について、お教えいただければと思います。

- 見崎孝之医事課長 収益の関係になりますけれども、外来の外来収益ですけれども、脳神経内科のところで高額薬品を使っておりまして、単価自体が前年と比べて2万2,300円ほど上がっているということがあります。それと、あと耳鼻科の関係で、診療単価が1,700円ほど上がっております。あと、救急のほうでも2,945円というような単価が上がっております、この3つのところが主な外来収益の要因となっております。

以上でございます。

- 鈴木浩己委員 分かりました。

それで、伺いたいのが、高額な薬剤ですとか注射薬剤の関係で、毎年棚卸資産の資産減耗費が、ここのところちょっと多めに出ているのかなというふうに思うんです。特に高額な薬剤を使用した場合に、もし患者が、例えば転院をさせていただか、亡くなったとかということになったときに、使う人がいなくなるわけで、そうなった場合に在庫がそのまま残ってしまうとか、もっと言っちゃうと、それが使用期限が切れてしまった場合に廃棄ロスに陥ることはないのかなというふうに思うんですけれども、例えば薬剤の棚卸しというのはどれぐらいの頻度で行っていらっしゃるか、お伺いいたします。

- 岡谷敏明用度施設課長 答えします。

棚卸資産につきましては、年に2回棚卸し検査を行っております。9月と3月を予定しております。

以上でございます。

- 鈴木浩己委員 通常は貯蔵品の管理システムとかで管理をしているのかなというふうに思うんですけれども、その辺はいかがですか。

- 岡谷敏明用度施設課長 用度施設課のほうで管理システムを用意しておりまして、そちらのほうで一括管理をしております。

以上でございます。

- 鈴木浩己委員 9月と3月に棚卸しということで2回という御答弁でありましたけれども、例えば在庫数と、あと受払いの数が違っていた場合というのは、当然人間がやることだもんであると思うんですけれども、そういう場合の主な要因というのはどういうところにあるのか、お教えいただければと思います。

- 岡谷敏明用度施設課長 棚卸しの際に発生します在庫数とあるべき数字との差というのはどうしてもございます。それは伝票を介さずに払い出したようなケースが原因というふうに把握しております。

以上でございます。

- 鈴木浩己委員 伝票を介さずに払い出すという、そういうことというのは結構日常的に行われる話ですか。

- 岡谷敏明用度施設課長 伝票を介さずというふうに答弁いたしましたが、システムのほうで入力して発注と、それから出庫の依頼というのが来るのが通常なものですから、そのときに、1箱の中に含まれる一部の薬剤を使うと、その残りが保管されたままその後使っていくということで、システム上の把握と現場の個数にずれが生じるということが原因になるケースがございます。

以上です。

○鈴木浩己委員 何となく分かったような分からないようなところがあるんですけども、もう10年以上前に監査委員をさせていただいたときに、寺尾さん、当時係長で、結構毎月出納検査なんかでお付き合いいただいた方だったんですけども、そのときに、病院の薬剤部の貯蔵しているところも現地で見せていただいたことがあって、もう十数年前の話ですけども、大昔はオーダーがあって、メーカーさんにすぐ持って来ていただくというシステムじゃない頃というのは、たくさん薬を貯蔵倉庫のほうにストックしていて、それでやっていたものですから、実際の在庫数と、あとこっちの台帳に残っている個数との差が結構出ていたと。でも、当時は、オーダーがありそうだと予測されるときにメーカーにすぐ注文するものですから、そんなに在庫を抱えることもなくなりましたよということで、すごい取組をしているなというふうに思ったんですけども、でも、昔の資産減耗費と比べてみると、やっぱり今のほうが額的に大きいものですから、ですので、どうしてもやっぱり日々の管理だとか、当然薬剤も高額になってくると、それが期限切れになってくると、やっぱり資産減耗費の額も大きくなるものですから、その辺の貯蔵品の管理システムと、あとは会計のシステムがうまく連動をしているのかどうなのかなという、そういう疑問が1つあったり、あとは日々の洗い出しですとかそういう部分で、きっちり管理されているのかなという部分があるんですけども、そういった棚卸しで間違いなく誤差が少なくできたり、あるいは使用期限切れの廃棄ロスを減らすような取組の中で、特に近年、これに力を入れてやっていますよという、そういう取組があったらお教えいただければと思います。

○寺田浩己事務部長 今回の御質疑なんですけど、今現在、今の状況ですと、風邪薬である去痰剤だとか、その辺が今非常に在庫が全国的に少なくなるというような状況があります。実際は、医師がオーダーを入力します。その入力した内容というのは、コンピューターでマスターが統一されていますので飛んできます。それで、ある程度うちのほうの在庫数に達する利用があった場合は、発注がかかるようなシステムになっておりますので、その辺は、そんなに不良在庫を抱えるとか、あと余分な廃棄があるとかということではないんですが、ただ廃棄というのは、使用頻度が低い薬でも1本は病院に置いておきたいというのがありまして、そういう薬に関して使用期限が半年であったり1年であったりと短かったり、そういうのがあります。また、輸血に使う血液なんかも、そんな長い期間を置いておけないということで、一度使おうと思って解凍したりすると、それでその患者さんに使わなかったという場合、次の患者さんに使えなかったりする場合があります。その辺は、とにかく使うときに解凍するとか、そういうような運用ではやっているわけなんですけど、患者さんの状態は日々刻々と状況が変わったりするものですから、そういう意味でどうしても避けられないロスというのは出てきてしまいます。

それで、近頃の薬というのは非常に高額になりまして、それこそ、その昔は抗がん剤でも5万円、10万円が高いなと思ったんですけど、今額が50万円とか100万円とか、そういう世界になってきまして、この間新聞報道等でも出ていましたけど、認知症に使う薬なんかは非常に高額で、1本が50万円ですそれを30日分打つと。そうすると1,500万円なんですね。そういうような世界になってきまして、今回棚卸資産の額も上げさせていただきましたが、そういうような形で、どうしても病院に在庫を置いておかなきゃなら

ないと。ただ、今、こんなふうな状況で医薬品が不足しているという状況なものですから、必要以上に、困らないようにというような形の発注というのはかけてはおりますので、その辺十分に注意をして不良在庫にならないようにはいたしますが、状況としてはそのような状況となっておりますので、御理解をお願いいたします。

○鈴木浩己委員 ありがとうございます。特になかなか予期せぬことが現場では起こるものですから、かといって、やっぱり手持ちがなくて患者さんに御迷惑をおかけするわけにもいかないし。よく分かりました。特に、当時は血液科の医師が空席になってしまって、やっぱり血液の、さっき事務部長がおっしゃったように、廃棄をしなければならない、そういうケースなんかも出ていたのを如実に目の当たりにしたんですけれども、医師不足、昔に比べれば大分充足はしてきたとはいえ、やっぱり市立総合病院の所属をする医師がいらっしやらない、派遣で来ていらっしやるだとかという、そういう診療科については、やっぱり充足をしていただく中で、こういった廃棄ロスの問題も少しは解消されますし、何よりも経営改善にもやっぱりつながってくるのかなというふうに思いますので、今後とも涙ぐましい努力で、ぜひ経営改善に力を入れていただければというふうに思います。ありがとうございます。

○鈴木まゆみ委員 関連しての質疑なんですが、廃棄の薬剤とか、廃棄の、議案に係る令和5年度の廃棄分のおおよその金額が分かったら教えていただきたいです。

○村松幸昌委員長 今おっしゃっているのは、棚卸しの部分についての廃棄をとということ。

○鈴木まゆみ委員 そうです。

○森下政安喜病院経営戦略課長 お答えします。

資産減耗費のうち、棚卸資産の減耗費になります。貯蔵品の減耗費になりますが、令和4年度の決算値ですけれども、300万1,957円となっております。300万1,957円です。

以上です。

○鈴木まゆみ委員 ありがとうございます。

○増井好典委員 1つだけ。

さっきの棚卸しの件なんですけれども、恐らく薬剤で基準の在庫を設けて、それで出たら、出た分だけ発注するという格好を多分取っていると思うんです。それで、通常で言えば日々の棚卸しの商品の受払いといったものを多分毎日データとして出ていると思うんですけれども、それと現品との突き合わせというのは毎日やっているんですかね。

○岡谷敏明用度施設課長 お答えします。

毎日の棚卸しチェックというのはしておりませんが、薬品を発注したときに納品がございます。その納品したときに据えるべき棚があるものですから、そのところで在庫と新しく購入したものの数の合計が合っているかという、そういうチェックはしております。ですから、薬品単位でというふうな感じになると思います。

○増井好典委員 了解しました。

○村松幸昌委員長 ほかにありますか。よろしいですかね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村松幸昌委員長 ほかにないようですので、質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村松幸昌委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第68号は、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○村松幸昌委員長 挙手総員です。よって、議第68号は、これを原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第79号「焼津市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

議案書は33ページ、参考資料は34ページからです。

それでは、議第79号に対する質疑に入ります。

質疑のある委員は御発言をお願いします。

○杉田源太郎副委員長 今、市立病院の人が、会計年度任用職員の方は何人ぐらいいらっしゃいますか。

○寺尾貴裕病院総務課長 今年4月1日時点になりますけれども、会計年度任用職員は204名となります。

以上です。

○村松幸昌委員長 ほかにありますか。

○鈴木浩己委員 別に反対じゃないんですけど、この前の秋山議員の議案質疑の中で、病院事業管理者の報酬を審査する審議会が、病院事業管理者にあってはそういう審議会がないよという話があったわけなんですけれども、これは当然市立病院も全部適用になって、人事から予算から何からというのは病院事業管理者の権限のうちになっているんですけれども、御自身の報酬の額なんかをもし改定をするというようなことになったときというのは、どういうふうにする仕組みがあるのか、まずお教えいただきたいと思いません。

○寺田浩己事務部長 事業管理者の給与につきましては、市立病院事業管理者の給与等に関する条例というところに規定をされて額が決まっております。その額を変えるということの手続については、我々一般職の職員の給与とか、あと、特別職である市長、副市長、教育長の給与が上がるといったときに、同じ土俵では審議はしませんが、今現在は病院事業管理者の給料と副市長の給料は一緒になっております。その関係で、副市長のほうの給料が上がるのであれば、それに付随して病院事業管理者の給料につきましても上げる対象になるのかなというところで、ただ、それは決裁行為というような形で行うような形にはなろうかと思いますが、一応条例上は給与等に関する条例の中で書かれております。

それで、報酬審議会等の中では、秋山議員の御質疑にもあったんですけど、市長、副市長及び教育長ということで、全部適用になっている県内の病院の藤枝だとか島田だとか磐田だとかを見ても、うちと同じ、焼津市と同じような条例のつくりになっておりまして、多分うちと同じような形で金額が上がっていくのではないかなというような形で考えております。

以上です。

○鈴木浩己委員 了解です。

○村松幸昌委員長 ほかにありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村松幸昌委員長 ほかにないようですので、質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

○杉田源太郎副委員長 先ほどまでの条例と同じ内容になってくるんですけども、今お聞きした中でも、会計年度任用職員が204名いて、今回に関しては会計年度任用職員はその対象になっていないという回答をもらっています。NHKなんかのニュースでも確認したんですけども、今看護師さんなんかもやっぱりすごく大変だという形で、これは焼津市立病院のことじゃなくてニュースなんですけれども、会計年度任用職員の方たちの多くがやっぱり女性職員が圧倒的だと思うんですけども、その人たちの生活だとかそういうものを言ったときに、今さんざん言われている物価高とかそういう中で、すごく大変な状態になっているということは確かです。会計年度任用職員自身がやっぱり公務員の中でも今一番問題になっている低所得というところで問題になっているので、そういうところがまだ反映されていないということで、それで病院管理者、今のような流れの中で、副市長が上がればそれに準じてという形、人勸に準じながらどんどんこうやってみんな、これも、これも、これもという形でなっていくんですけど、今たしか八万六千幾らだったと思うんですけど、その金額が上がった、これだけ大変な任務をやっておられることは分かるんですけど、それに対して、人勸がこれだけ上がったから八万幾ら上がるよ、それをこれだけの、大変な人かもしれないけれども、国会で総理大臣が返納するよみたいなことを言っていますけど、やっぱり市民感覚としても、そういうところでは、今年度、毎年そうなんですけれども、慣例でやられているからといって、今の状況を鑑みたときに、管理者の給料、その引上げについては反対いたします。

○村松幸昌委員長 ほかにありますか。

○寺田浩己事務部長 補足をさせていただきます。

先ほど私が答弁させていただいた内容ですけど、管理者の給与等に関する条例なものですから、条例案件なものですから、上げるということになれば、議会に諮って議論をいただいてというような手続を踏んだ上での上げるということになりますので、すみません、そこをちょっと説明し忘れておりましたので、補足させていただきます。

○村松幸昌委員長 副市長の給与と連動するじゃなくて、たまたまそういうふうな動きが一緒にあったで、ここで条例を審議すると。

ほかにありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村松幸昌委員長 それでは、討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第79号は、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○村松幸昌委員長 挙手多数であります。よって、議第79号は、これを原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、市立総合病院所管の議案の審査は終わりました。

当局の皆様、御苦労さまでした。

休憩（14：01～14：03）

○村松幸昌委員長 それでは、よろしいですかね。おそろいですので始めさせてもらいます。

それでは、次に、行政経営部の所管の議案の審査を行います。

議第87号「焼津市大井川町合併基本計画の変更について」を議題といたします。

議案書は41ページから、参考資料は50ページからです。よろしいですか。

それでは、議題87号に対する質疑に入ります。

質疑のある委員は御発言をお願いします。

○鈴木浩己委員 この前、議案説明会のときに、この議案の説明で石原部長が読んでいただいた部分を読みますので、十分原稿があると思いますので追って行ってください。

総務省が定める合併特例事業推進要綱において、合併推進債の発行可能期間内に実施設計に着手した事業に対し、現行と同様の地方財政措置を講ずる旨の経過措置が定められたことに伴い、経過措置の適用を見込む事業を明確にするとともに、財政計画の期間を事業完了予定期間まで延長する等の計画変更を行うことにつき、市町村の合併に関する法律第6条第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものということで御説明をいただきました。

その中で、合併推進債の発行可能期間内、これはいつまでになるか、まず教えてください。

○海野真彦行政経営部次長 鈴木委員にお答えします。

合併推進債の発行可能期間でございますけれども、合併特例事業推進要綱、こちらにおきまして、当該市町村の合併が行われた日の属する年度、及びこれに続く15か年度となっておりますので、それが合併推進債の発行可能期間ということになりますので、合併が平成20年度であることから、令和5年度、本年度が発行可能期間と、そのようになっております。

以上でございます。

○鈴木浩己委員 ありがとうございます。

それで、その後、経過措置の適用を見込む事業を明確にするという部分と、あと、地方財政措置を講ずる旨の経過措置が定められたことに伴いという部分、これはどういう事業かという、ごみ処理に関する新施設という、そういう解釈でよろしいですか。

○海野真彦行政経営部次長 今の御質疑ですけれども、その対象の事業ですけれども、志広組のグリーンセンター建設に伴いまして、既存のごみ処理施設、一色清掃工場、高柳清掃工場、リサイクルセンターの3施設の解体撤去を行う、この事業でございます。

○鈴木浩己委員 分かりました。

それで、その後、事業完了予定期間、これは恐らく解体まで含まれる部分だと思うんですけども、これが令和11年度という解釈でいいですかね。

○海野真彦行政経営部次長 今御指摘されたとおりで令和11年度まで、それが、令和11年度末が事業完了予定になります。

○鈴木浩己委員 分かりました。

それで、そもそもこの合併基本計画で、特に、今は合併推進債と言っていますがけれども、合併した当時は合併特例債という名称で、交付税措置の率も今とは全然、もっともっと有利な時代があったわけですがけれども、これの起債の上限額というのはどれぐらいで設定をしているんですか。

(「充当率じゃなくて」と呼ぶ者あり)

- 鈴木浩己委員 充当率じゃないよ。どれぐらい起債できるのかという。市で。
 - 青木雄一郎財政課長 取りあえず、今御説明するのは借入れ、充当額については、合併推進債については事業費の90%で、交付税措置が40%という起債で、非常に有利な起債になっています。事業費については……。
 - 鈴木浩己委員 たしか起債できる上限額って決めがあると思うんですけど。
 - 青木雄一郎財政課長 起債できる上限額は特になんかありません。
 - 鈴木浩己委員 本当に。
 - 青木雄一郎財政課長 借入れに関しての90%のところはありますけれども。
 - 鈴木浩己委員 平成17年頃、平成の大合併でもって結構市町村合併が全国でも行われて、大体どこの合併した市町村も合併基本計画の、本市みたいな変更を何度かやっている中で、自治体によっては、合併特例債にしても、推進債にしても、起債の上限額ってうたっている自治体もあるんですよ。なので、うちもあるのかなと思って伺ってみたんですけども、ないという解釈でいいのかな。分かりました。
- それで、それは別に、今まで、ここの新庁舎もそうですし、あとは志広組のいろんな施設の更新のときにもやっぱり合併推進債を使ってきたと思うんですけども、どれぐらいの施設に幾らぐらい借入れをしたかという、その一覧表みたいなのはありますか。
- 青木雄一郎財政課長 今手元にないものですから、推進債のところと整理させていただきたいと思います。

以上です。

- 鈴木浩己委員 分かりました。それじゃ、また後日で結構ですので、教えていただければと。資料請求をお願いしておきます。
- あと、参考資料の56ページのところなんですけれども、財政計画について、令和11年度までということになっておられるわけなんですけれども、その下段のほうに、令和2年度から令和4年度における決算数値については、新型コロナウイルス感染症に伴う給付金の交付等の云々ということで、それを控除した額で今回上げていますよという、そういうただし書があるんですけども、これはどれぐらい歳入歳出で控除されているものなのか、もしお答えできればお願いしたいと思います。
- 青木雄一郎財政課長 コロナ禍にあっては決算が出ているものですから、それまでに推計のほうをした金額から、今回のコロナ禍の決算に合わせて変更しているという意味で、コロナ禍の分を反映させているという、そういうことになります。今後の見通しについては、内閣府のほうから出されている見通し、成長率、こちらのほうを活用させていただいているので、直近のコロナ禍明けの経済成長率ですとかを使わせていただいて試算のほうをさせていただいているという、そういう状況になります。ですから、もともとつくった財政推計でいくとそういったのはなかったものですから、つくっていたんですけども、今回は決算でもそこが見えたものですから、令和4年度決算の最新の情報で

推計のほうをし直したという、そういうことになります。

- 鈴木浩己委員 本当は令和2年度、令和3年度、令和4年度の控除した額、どれぐらいだったのかなということでお教えいただければというふうに思ったんですけども、考えてみれば、長い目を見た財政計画ですので、おっしゃるとおりなのかなというふうに思いましたので、それは結構です。

それと、あと議案の67ページ、新市の一体化、均衡ある発展プロジェクトという四角で囲った部分、これが以前と比べて、富士山静岡空港の部分と、あと、大井川焼津藤枝スマートインターチェンジのくだりの部分にアンダーラインが引かれていて、今回空港も開港しているし、あとはスマートインターチェンジの供用が開始されて、活用しながらというような、そういう文言に変更されておりますけれども、その割に、下のほうの事業と四角く書いたところに4つの事業がありますけれども、最下段のところスマートインターチェンジ設置促進事業って、上のほうでせっかくインターチェンジがオープンして活用したと直してあるのに、そのまま設置推進事業と残っちゃっているもので、ちいと整合性がないなと思ったんですけども、これは単なるミスみたいな感じではないですかね。

- 海野真彦行政経営部次長 今、委員御指摘のとおり、修正漏れという形になりますので、御指摘をいただきまして修正をさせていただきたいと思います。
- 村松幸昌委員長 これ、それじゃ、文言を訂正したものをまた再度提出してくれるというところでいいですか。
- 海野真彦行政経営部次長 はい。
- 村松幸昌委員長 いいですかね、鈴木委員。
- 鈴木浩己委員 はい。

最後にもう一個。

それで最後の1つなんですけれども、例えば、さっきの高柳とか、一色とか、クリーンセンターとか、岡部のリサイクル、あれが全部解体されちゃうのが令和11年度末というところなんですけれども、これは合併推進債の発行可能期間からは過ぎちゃっているもので、令和5年度末をもって合併推進債というのは起債ができないと、そういう解釈でいいですか。

- 海野真彦行政経営部次長 発行可能期間内に実施設計まですれば、業務完了まで適用されると。そういうことなものですから、令和5年度、今年度、実施設計を志広組のほうでやりますので、それで令和11年度までに事業も完了しますので推進債は適用されると、そういうことで。
- 鈴木浩己委員 ごめん、もう一遍言って。
- 海野真彦行政経営部次長 発行可能期限が今年度末、今年度中に志広組のほうで解体の実施設計に取りかかると。実施設計をすると、そういう形になりますので、その後事業完了まで適用されると、推進債は。ですから、それが令和11年度末まで、またこれも令和11年度末までの特例になっていますので、ちょうど期末が合うと、そういう形になります。

(「設計があればいいということ」と呼ぶ者あり)

- 海野真彦行政経営部次長 今年度中に設計までたどり着ければ大丈夫と。それで、令和

11年度までに事業も完了すれば大丈夫と、そういう形になります。

○鈴木浩己委員 分かりました。

それで、もう過ぎ去った話なものですから、独り言だと思って聞いてください。

市立総合病院が、以前は令和7年度に開院予定で走っていた時期がありましたよね。あれで、本来だったら今年度あたりは相当建設のつち音が聞こえていたと思うんですよ。そうしたら、新型コロナウイルス感染症ですとかそういった社会情勢の変化によって、一時今立ち止まっている最中なんですけれども、あれがもしスムーズにいていて、合併推進債というのになったときというのは適用されたっけ。

○青木雄一郎財政課長 市民病院については、合併推進債のほうを活用しない形にもともとなっておりまして。あれはただの更新という形になるものですから、複合するですとかという、もともと合併基本計画の中にある部分とある面をくっつけて、こういう病院を新たにつくるという計画でしたら推進債のほうを活用できるんですけども、基本的には建て替えという形になるものですから。

○鈴木浩己委員 というのは、議案の70ページに、さっきの第5章の新市の主要施策というのがあって、その70ページのちょうど真ん中辺です、焼津市総合病院の充実というのがあったので、なので、もしかしたら市立病院の新病院の建設がうまく波に乗っていたら合併推進債も使えたんじゃないのかなと思って、何となく1人で思い描いたんですけども、最初からそっちは使わないという、そんな感じだったんですね。了解しました。

○村松幸昌委員長 ほかにありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村松幸昌委員長 それでは、ほかにないようですので、質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村松幸昌委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第87号は、これを可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○村松幸昌委員長 挙手総員であります。よって、議第87号は、これを可決すべきものと決定いたしました。

以上で、行政経営部所管の議案の審査は終わりました。

当局の皆様、御苦労さまでした。

これで、総務文教常任委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。

以上をもちまして、総務文教常任委員会を閉会いたします。皆様、御苦労さまでした。

閉会(14:20)